

(仮称) 次世代型スポーツ施設整備事業
実施方針及び要求水準書（案）に関する
質問及び第1回目の回答

令和6年4月26日

さいたま市

No.	資料名称	頁	章	節	細節	項目名	質問内容	回答
138	要求水準書(案)	56	9	2	2	広報・誘致業務	ネーミングライツについて、さいたま市が受け取る広告料の一部を施設の整備などに還元していただけるのか?	ネーミングライツについては市が実施することを想定しているため、還元については現時点では予定しておりません。
139	要求水準書(案)	56	9	2.2		広報・誘致業務	多様な媒体でのプロモーションがあるがプロモーション費用は事業者負担となるのでしょうか?	ご理解のとおりです。
140	要求水準書(案)	56	9	2.2		広報・誘致業務	ネーミングライツは市が別途実施するとあるが、事業者も関わることが可能でしょうか? 収益のひとつとして計画に盛り込みたいと考えております。	ネーミングライツについては市が実施することを想定しているため、事業者が関わることについては現時点では予定しておりません。
141	要求水準書(案)	57	9	2.8	(1)(2)	開館式典、開館イベント	開館式典及び開館イベントは事業者負担となるのでしょうか?	ご理解のとおりです。
142	要求水準書(案)	58	9	2	9	自動販売機運営業務	最低設置台数(館内と館外)はございますか。	最低設置台数はありません。なお、公園内でも、本施設敷地外への設置は、本事業の対象外となります。
143	要求水準書(案)	58	9	2	9	自動販売機運営業務	商品の料金設定は事業者が選定でまるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	要求水準書(案)	58	9	2	9	自動販売機運営業務	ヘンダー選定は誰が行うのでしょうか。	事業者となります。
145	要求水準書(案)	58	9	2	9	自動販売機運営業務	資料及び販売ロイヤリティ以外に協賛金として事業者がメーカーより収益を得る事は可能でしょうか。	第2回目の回答で示します。
146	要求水準書(案)	58	9	2	9	自動販売機運営業務	自販機の外装をラッピングし、宣伝広告費として事業者の収益源としてもよろしいでしょうか。	第2回目の回答で示します。
147	要求水準書(案)	60	9	2	11	事業期間終了時の引継ぎ業務	什器備品に不足があった場合の補充とは、どのような想定でしょうか。	必要な什器備品を事業者に購入していくだけ想定です。
148	要求水準書(案)	60	9	3	2	自主事業 費用及び料金の設定	広告掲載スペース(メインアリーナ、サブアリーナ、結節空間)の媒体、大きさ、広告料の設定については、事業者の提案でよろしいか?また、さいたま市に対して支払う、使用料、貸付料を教えて頂きたい。	第2回目の回答で示します。
149	要求水準書別紙	1				ゾーニングイメージ	ゾーニングイメージ図内の、周回道路で囲われた上部、明るいグリーンのエリアが本施設整備範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、本施設整備可能範囲となります。
150	要求水準書別紙	1				ゾーニングイメージ	ゾーニングイメージ図の本施設整備範囲に、「くさはら広場・遊具等」の記載がありますが、その整備も本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。	「くさはら広場・遊具等」については本事業に含まれません。
151	要求水準書別紙	1				ゾーニングイメージ	ゾーニングイメージ図に記載の新設予定の公園内道路・橋梁の計画図を提示頂くことは可能でしょうか。	第2回目の回答で示します。
152	要求水準書別紙	6				提出図面一覧(3)透視図	各種イメージ図の想定必要枚数およびサイズをお示しください。	事業者の提案により設計内容が大きく異なるため、現時点で具体的な数量を提示することはできません。なお、契約後に、市は事業者の提案に基づき協議の上、適切な枚数、サイズを指定する予定です。
153	要求水準書別紙	6				提出図面一覧(2)工事費内訳書明細	「工事費内訳書明細」については、官庁積算としてまとめる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書別紙	6					測量図が含まれていませんが、CADデータも含めて早期に公表して頂くことは可能でしょうか。	第2回目の回答で示します。